

総務文教常任委員会委員長報告

去る3月2日の本会議において、議長から本委員会に付託されました案件は、議案5件です。本委員会は、所管部課長等の出席を求め審査を行いました。以下審査の経過と結果について順次報告いたします。

記

- 1 審査年月日 令和8年3月4日(水)
- 2 場 所 委員会室1
- 3 出席委員 今関公美、湯沢美恵、保角美代、現王園孝昭、
大嶋達巳、毛呂一夫
- 4 審査結果

「議案第17号」北本市ふるさと応援基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第18号」北本市いじめ防止対策推進条例の一部改正については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第19号」北本市職員の給与に関する条例の一部改正については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第20号」北本市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第21号」北本市行政手続条例の一部改正については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎「議案第17号」について

(1) 「条例改正に至った理由と、主な改正点について」質疑したところ、「改正の理由としては、第六次北本市総合振興計画基本構想が令和7年6月議会で、前期基本計画が令和7年12月議会で可決されたことを受け、基金の充当事業を同計画の政策内容に合わせて見直すためです。主な改正内容は、事業名称の表記及び並び順の一部変更です」との答弁がありました。

(2) 「リーディングプロジェクト関連の基金残高と、今後の取扱いについて」質疑したところ、「第六次北本市総合振興計画ではリーディングプロジェクトの位置づけがなくなることに合わせて、基金の充当事業から除くため、市長が必要と認める事業を定める告示を本条例改正の可決後に廃止する予定です。令和8年2月時点のリーディングプロジェクト2事業の基金残高は約2億7,000万円で、令和7年度中に約3,000万円を事業費として充当するため、令和7年度末残高は約2億4,000万円となる見込みです。リーディングプロジェクトは政策1から6を横断する重点施策と位置づけていることから、告示の廃止後に残額を6つの政策に6分の1ずつ均等に配分する予定です」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

◎「議案第18号」について

(1) 「人権推進課を総務課へ編入し、職員課を新設するなどの組織改正を行う理由について」質疑したところ、「令和8年度に向けて組織体制を検討する中で、課題や各課の状況を勘案し、総務部に職員課を新設するとともに、人権推進課を廃止し、人権推進・男女共同参画担当を総務課へ編入するものです。従来、総務課の職員担当は給与や勤怠、任命、服務などの管理事務が中心でしたが、働き方改革や制度改正、採用難、メンタルヘルス対応など業務領域が拡大していることから、職員課を独立させるものです」との答弁が

ありました。

本案に対する討論はありませんでした。

◎「議案第19号」について

(1) 「条例上の交通機関等、交通用具とは具体的には何を指すのか」と質疑したところ、「交通機関等については、本市の場合は主に鉄道及びバスを指します。交通用具については自動車及び原動機付自転車などが該当します」との答弁がありました。

(2) 「条例改正による歳出への影響について」質疑したところ、「歳出への影響については、1月当たり54万800円、年間648万9,600円の増を見込んでいます」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

◎「議案第20号」について

(1) 「北本市特別職報酬等審議会はどのようなメンバーで構成されているのか」と質疑したところ、「北本市内の金融機関の支店長、自治会連合会会長、商工会会長、関東信越税理士会上尾支部からの推薦者、市民代表や元行政経験者で構成されています」との答弁がありました。

(2) 「議員報酬を約5%引上げることに至った経緯について」質疑したところ、「審議会では、物価上昇が続く中で令和2年度以降議員報酬が据え置かれていること、県内類似団体の平均額36万5,714円に対し本市は35万5,000円と低い水準にあることから、引上げが必要との意見が示されました。さらに、県内類似団体の最高額である蕨市の41万5,000円、最低額である白岡市の32万6,000円を踏まえ、中央値の37万500円に近づける観点から5%程度の引上げが妥当とされ、結果として37万2,000円とする案が取りまとめられました」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

◎「議案第21号」について

(1)「公示送達におけるインターネット掲載期間及び掲載情報の取扱いについて」質疑したところ、「インターネットによる掲載を導入しても、掲載期間は従来通り2週間です。掲載する氏名及び住所などの情報も、これまで掲示板に掲示していた内容と同様の取扱いとなります」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

以上、報告いたします。

令和8年3月25日

総務文教常任委員会
委員長 毛 呂 一 夫

北本市議会議長 保 角 美 代 様